様式第1(第3条関係)

電気用品製造事業届出書

令和 ○年 2月 1日

押印不要

近畿経済産業局長 殿

製造工場等の所在地を管轄する経済産業局長宛 (複数の経済産業局の管轄区域にまたがる場合は、経済産業大臣宛) 届出日(事業開始日以降、30日以内に届出)

※届出が遅延した場合は、ご連絡ください。

連絡先:近畿経済産業局 製品安全室 06-6966-6098

= 5 4 0 - 8 5 3 5

住 所 大阪府大阪市中央区大手前 1-5-44

(ふりがな) きんきけいさんかぶしきがいしゃ

会社名 近畿経産株式会社

代表者名 代表取締役 関西太郎

登記上の会社名等を記載 個人は、個人名を記載 (屋号での届出は不可) 事後届出

事業開始日前の 届出は、受理で きません。「

電気用品安全法第3条の規定により、次のとおり届け出ます。

製造日(事業のための準備行為や、事業開始に係る社内等での意思決定日を含む。)

1 事業開始の年月日

令和 ○年 1月20日

2 製造する電気用品の区分 交流用電気機械器具

「電気用品の区分」(表 2 の 20 区分)を記載 〔製造する電気用品の区分ごとに届出が必要〕

3 当該電気用品の型式の区分 別紙のとおり

4 当該電気用品を製造する工場又は事業場の名称及び所在地

名 称 本社工場

所在地 大阪府大阪市中央区大手前 1-5-44

5 専ら輸出するための当該電気用品の製造の事業を行おうとする者にあっては、その旨

なし・ あり

連絡先:品質管理部 関西一郎 電話:06-6966-6098

担当者の所属・氏名、電話番号等を記載

■『表2 電気用品の区分』から該当する区分を選択し、届出する型式の区分表を作成ください。

(18) 交流用電気機械器具

電気用品の区分

届出製品の型式要素区分(「●」の記載場所)

が異なる場合は、別型式として記載 電気用品名 直流電源装置 整理番号等 型式の区分 要素 区分 (1) 2 (3) 4 (5) 定格入力電圧 (1) 125V以下のもの (2) 125Vを超えるもの 入力側の定格容量 (1) 10VA以下のもの 該当する型式要素区分に (2) 10VAを超え20VA以下のもの 「●」を記載 (3) 20VAを超え30VA以下のもの (4) 30VAを超え40VA以下のもの ※「特定電気用品」の場合は、 40VAを超え50VA以下のもの 入手した適合証明書の区分ど おりに記載 (6) 50VAを超え60VA以下のもの 60VAを超え70VA以下のもの ※「特定以外の電気用品」の場 (7) 合は、製造事業者(設計者) (8) 70VAを超え80VA以下のもの に確認し、正確に記載 (9) 80VAを超え90VA以下のもの ※定格電圧等は、製品銘板の表 (10) 90VAを超え100VA以下のもの 示と一致していることを確認 (11) 100VAを超え200VA以下のもの (12) 200VAを超え300VA以下のもの (13) 300VAを超え400VA以下のもの • (14) 400VAを超えるもの 定格周波数(変圧器を有 (1) 50Hzのもの (2) 60Hzのもの するものの場合に限る。) 交流用端子 (1) あるもの (2) ないもの 直流定格電圧 (1) 15V以下のもの (2) 15Vを超え30V以下のもの (3) 30Vを超え60V以下のもの (4) 60Vを超えるもの 変圧器 (1) あるもの ないもの (2) 変圧器の巻線の絶縁の (1) A種のもの 種類 (2) E種のもの (3) B種のもの (4) F種のもの (5) H種のもの (6) その他のもの 直流電圧の調整装置 (1) あるもの <u>(2) ないもの</u> 回路の保護機構 (1) あるもの lacksquare• 0 (2) ないもの 器体スイッチ(主回路を開(1) あるもの ないもの 閉するものの場合に限 (2) タンブラー式のもの 器体スイッチの操作の方 (1) 押しボタン式のもの (2) (3) ロータリー式のもの 該当する型式要素区分 (4) その他のもの がない場合は、空欄 器体スイッチの接点の材 銀のもの又は銀合金のもの (1) (2) 銅のもの又は銅合金のもの その他のもの (3) 外郭の材料 (1) 金属のもの (2) 合成樹脂のもの (3) その他のもの 用途 (1) 電池充電用のもの 複数の区分に該当する場合は、該 (2) おもちや用のもの 当する複数箇所に「●」を記載 (3) 自動車スタータ用のもの (4) その他のもの 電源電線と器体との接続 直付けのもの (1) の方式 (2) 接続器利用のもの 二重絶縁 (1) 施してあるもの (2) 施してないもの